

## 雇用保険を受給中の皆様へ

\* 失業認定日の取扱いにかかるお知らせ \*

新型コロナウイルス感染症対策のため、特例措置として、失業の認定については以下のとおり取扱いすることになりましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### 【失業認定日の取扱いについて】

基本手当の支給を受けるために、通常、4週間（28日）に1回、ハローワークが指定した日（失業認定日）に来所していただいておりますが、**高齢（60歳以上）である、基礎疾患を有する及び妊娠中である受給者の方**の失業認定については、当面の間、例外として感染防止のため希望される方は郵送により行うことも可能です。

また、求職活動については原則として認定日ごとに2回以上の活動実績が必要ですが、上記郵送による証明認定を行なう方については特例措置があります。

ご不明な点がございましたら、管轄のハローワークまでお問い合わせください。（平日開庁時間 8:30～17:15 に限る）



奈良労働局・ハローワーク

## \* 郵送による失業の認定 \* Q&A

**Q** 郵送する書類はどのようなものですか？

**A** 「雇用保険受給資格者証」と「失業認定申告書」をご郵送ください。

**Q** いつ郵送すればよいですか？

**A** 当初指定している認定日以降、概ね一週間程度の間を受給しているハローワーク宛に送付してください。郵送に当たっては、郵便事故防止のためなるべく「特定記録郵便」等での郵送をお願いします。

**Q** 失業認定申告書の記入について教えてください。

**A** 記入方法については、「失業認定申告書（記入例）」及び雇用保険受給資格者のしおり P13～14を参照してください。記入漏れのないようにお願いします。また、備考欄には『高齢であることから（若しくは「基礎疾患を有することから」/「妊娠中であることから」）新型コロナウイルス感染症の感染防止のため安定所に出頭することが困難』と記載し、さらに失業認定申告書の下側の備考欄に昼間連絡可能な電話番号を記載してください。記入漏れやお尋ねしたいことがある場合は、電話等により確認させていただく場合があります。

**Q** 新型コロナウイルス感染防止のため、外出を自粛しており求職活動をしていませんが受給できますか？

**A** 原則は受給できませんが、郵送による証明認定を行なう場合には例外的に受給できます。

この場合、「失業認定申告書（記入例）」のとおり、3欄（イ）に○をつけ「新型コロナウイルス感染防止のため、求職活動が行えなかった」と記入してください。

**Q** 郵送後はどのように手続きが行われるのですか？

**A** ハローワークに書類が到着した後、失業の認定及び振込に係る処理を行ったうえで「雇用保険受給資格者証（処理した内容を印字したもの）」と「次回の失業認定申告書（支給終了となる方を除く）」を返送いたします。

書類到着後、記載内容について確認させていただくこともあるため、概ね1週間～10日程度での支給を予定しております。



# 失業認定申告書【記載例】

※ 前回の認定日（初回の方は受給手続きをされた日）から認定日前日までに、仕事をした場合「ア した」に○、していない場合は「イ しない」に○をつけてください。

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。	ア した	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
	イ しない	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分か）などを記入してください。	収入のあった日	3	月	仕事をした場合は、働いた日に○又は×をつけ、収入があった場合はその日付及び収入額も申告してください。（しおりP13～14参照）							日	分			
	収入のあった日	4	月								日	分			
	収入のあった日	5	月								日	分			
3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。														
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称					求職活動の内容							
ア 求職活動をした	公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等	3/19	ハロワーク					職業相談							
イ 求職活動をしなかった	(2) (1)の求職活動が記載してください。														
	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果									
株式会社	3/19	書類送付	営業	(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	結果待ち										
新型コロナウイルスの影響のため求職活動ができなかった場合の記載例 ↓															
新型コロナウイルスの感染防止のため、求職活動が行えなかった。															
4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第2面の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲ってください。													
	イ 応じられない	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)									
5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職					(就職先事業所)								
	イ 自営	月	日	より	就業(予定)	事業所名( )	所在地(〒 )	電話番号( )							
雇用	令和 2 年 〇 月 〇 日	規定により上記のとおり申告します。													
(この申告書を提出する日)		公共職業安定所長 地方運輸局長 殿					受給資格者氏名 〇 〇 〇 〇 印 支給番号 ( 〇〇-000000-0 )								

（あてはまるものに○をつけ、必要なことがらを記入してください。）

↑  
ア又はイのどちらかに○を記載してください。  
↓

下記の例示は、3月19日に会社へ応募したケースです。応募書類を送付し結果待ちの状況です。↓

新型コロナウイルスの影響のため求職活動ができなかった場合の記載例 ↓

認定日の日付を記入

昼間連絡可能な電話番号を記載してください。来所が困難な旨を記載してください（記載例） ↓

連絡先 (Tel) 090-0000-0000  
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため安定所に出頭することが困難

※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	1. 支給番号	2. 未支給区分	3. 待期満了年月日
4. 支給期間	5. 内職又は手伝	6. 基本手当支給日数	
7. 就業手当支給日数	8. 備考	取扱者印	操作者印
次回認定日・時間	認定対象期	備考	
月 日 時から 時まで			

注 意

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 3 1欄及び3欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいうものであること。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいうものであること。
- 4 1欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること（無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。）。
- 5 1欄及び2欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であって、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの（1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいうものであること。  
なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も1欄に記載すること。
- 6 3の(1)欄には、(ア)～(エ)により求職活動を行った場合にそれぞれについて「活動日」、「利用した機関の名称」及び「求職活動の内容」を具体的に記載すること。なお、(イ)～(エ)の職業紹介事業者、派遣元事業主、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に、機関の名称のほか、その機関の電話番号をあわせて記載すること。
- 7 3の(2)欄には、3の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。  
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 8 4欄の「イ 応じられない」に○印をつけた人は、その理由を次に掲げる(ア)～(オ)の中から選んで、4欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。  
(ア) 病気やけがなど健康上の理由  
(イ) 個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため）  
(ウ) 就職したため又は就職予定があるため  
(エ) 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため  
(オ) その他  
なお、(オ)を○で囲んだ人は、公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の（ ）内に具体的に記載すること。  

（ ）
- 9 受給資格者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 10 ※印欄には、記載しないこと。